

令和8年度 子ども・若者自立支援活動促進事業

募集要領

～子ども・若者の自立支援活動に関する事業の企画書を募集します～

趣 旨

「子ども・若者自立支援活動促進事業」は、かごしま子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）とNPO等の民間団体（以下「NPO等」という。）が連携・協力して、不登校、ひきこもり、ニート、フリーター、ヤングケアラーなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の自立や社会参加を促進するとともに、その保護者の負担軽減を図ることを目的として実施するものです。

応募できる団体

NPO法人、ボランティア団体、その他の営利を目的としない団体（法人格の有無は問いません。）で、次の要件を備えていることが必要です。

- (1) 定款や規約等を有し、責任者が明確で、独立した経理を行っていること
- (2) 県内に主たる活動拠点又は継続的に事業を実施する場所を有し、県内において1年以上継続して、こども・子育て支援、地域福祉、青少年健全育成、その他これらに類する公益的活動の実績を有すること
- (3) 実施しようとする事業内容が、定款や規約等に適合していること
- (4) こどもの安全確保、個人情報保護、虐待防止、事故防止及び緊急時対応に配慮した運営体制を有し、かごしま子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）から求められた場合は、必要な報告、帳簿書類等の提出又は現地確認ができること
- (5) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体
 - イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
 - ウ 暴力団、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体
- (6) その他法令等に違反がないこと

※ 1団体の申請は1件限りとします。

対象となる事業等

社会生活を円滑に営む上で、困難を抱える子ども・若者の自立や社会参加に繋がる活動を内容とし、直接的、効果的な次の事業内容を対象とします。

(A) 若者支援の充実に向けた取組を実施する団体

- 子ども・若者同士、子ども・若者と地域がつながる関係づくりのための取組
※事業実施期間中、鹿児島市に主となる事業所を置く団体については、少なくとも1回、当県が運営する「子ども若者ホッとスペース」を活用した子ども・若者向けイベントを検討し実施すること。
それ以外の市町村に主となる事業所を置く団体については、少なくとも1回、公的機関を活用した子ども・若者向けイベントを検討し実施すること。
- 訪問支援（アウトリーチ等）
- 伴走的サポート
※個別支援計画の作成、同行支援、フォローアップ等を実施すること。

(B) 地域資源の開拓・連携、広報啓発等の取組を実施する団体

(A) に加えて、下記取組を実施する団体が対象となります。

- 子ども・若者支援サポーターの養成
- 地域資源マップの作成
- 市町村行政と連携し、地域住民への広報啓発活動等をする取組

★子ども・若者支援サポーターとは？

子ども・若者への伴走的なサポートとして挙げられる活動（同行支援、学びの支援、フォローアップなど）を「子ども・若者支援サポーター」の得意を生かしながら、ひとりひとりに合うオーダーメイドの関係、親密な他者との関係構築が実現されることに期待できる方を想定しています。当該団体関係職員等ではなく、新たなボランティア人材発掘を意図としています。

★地域資源マップとは？

困難を抱える子ども・若者の興味・関心をきっかけとして、公的機関や民間団体、専門家から一県民までが、いろいろなジャンルや立場を超えて応援し、力を貸してくれる人、顔の見える関係（関係機関）などを一つのマップにまとめることを想定しています。子ども・若者支援サポーターと一緒に構築した良好な関係も含みます。

地域において、困難を抱える子ども・若者の協力者となる地域資源（人材）を誰もが共通認識できるようなマップを想定しています。

実施期間等

(1) 実施期間

契約締結日～令和9年3月14日（日）
※各事業内容により、事業実施の期間は異なります。

(2) 委託上限額（予定）

- (A) 若者支援の充実に向けた取組を実施する団体
1団体当たり300千円（消費税込み）
- (B) 地域資源の開拓・連携、広報啓発等の取組を実施する団体
1団体当たり700千円（消費税込み）

(3) 採用予定団体数

鹿児島県内かつ鹿児島圏域、姶良・伊佐圏域、北薩圏域、南薩圏域、大隅圏域、熊毛圏域、奄美圏域、これら全ての圏域での実施を目指し、6団体程度を採用予定とします。

(4) 対象となる経費

事業を実施するために直接必要な経費とします。
なお、事務所の賃借料・光熱水費や事務局職員の人件費など、団体の経常的な管理運営経費は対象外です。

対象とならない事業等

次のいずれかに該当する事業については、対象外です。

- (1) 同一事業・同一内容で5年間継続して事業を受託している場合
ただし、事前の県民会議との協議により、過去の事業実績が顕著で、事業効果が得られたと認められるものについては、5年間を超えての事業継が可能です。
- (2) 施設整備・改修や備品購入等を主たる内容とする事業（団体の財産形成に繋がる事業）
- (3) 本事業以外で国や県及び市町村等の助成を受ける事業
- (4) 営利を目的とする事業

応募期間と応募方法

(1) 応募期間

令和8年7月 7日（火）から
令和8年7月24日（金）午後5時まで（当日消印有効）

(2) 応募方法

次の提出書類を応募先まで郵送又は持参してください。
※ ファックスや電子メールでの応募は受け付けません。
※ 7月24日（金）以降に郵送又は持参された書類は、受け付けません。

(3) 提出書類

- ア 令和8年度 子ども・若者自立支援活動促進事業応募書（様式第1号）
- イ 令和8年度 子ども・若者自立支援活動促進事業企画書（様式第2号）
- ウ 団体調書（様式第3号）
- エ その他必要な添付書類
 - (Ⅰ) 団体の定款若しくは規約又はこれらに代わるものの写し
 - (Ⅱ) 団体の役員名簿
 - (Ⅲ) 直近1年間の事業報告書及び収支計算書（団体としての活動実績が1会計年度以上ある場合に限る。）
 - (Ⅳ) 個別支援計画の様式（事業で使用される様式を提出ください。）

アからウまでの様式は、かごしま子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）のホームページに掲載していますので御利用ください。

<http://www.soudancenter-k.com/>

(4) 応募先

鹿児島県青少年育成県民会議

かごしま子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）

〒890-0064

鹿児島市鴨池新町1番8号 県青少年会館2階

※ 提出された応募書類については返却しませんので御了承ください。

審査・選考

(1) 審査・選考

企画書をもとに、県民会議及び県担当課にて書類確認後、別途委嘱する複数の「審査員」による評価を踏まえ選考します。

(2) 事業内容等の確認

書類審査後、不明な点などあれば県民会議から電話等で確認をさせていただくことがあります。

(3) 審査基準

ア 的確性

企画コンセプトが明確であり、かつ募集の趣旨を理解した上で企画した内容であること

イ 実現性

具体性がある内容であり、かつ実現可能な企画、運営、実施方法であること

ウ 実施効果

企画書どおり実施し、事業の効果が期待される内容であること

エ 経費の妥当性

所要経費の積算は、企画内容に沿った妥当な見積りであること

(4) 選考結果

選考結果は、全応募団体等に対して、文書でお知らせします。

事業の実施

- (1) 事業実施に向けた協議（採択後の協議）

事業内容が採択された場合、企画提案したNPO等（以下「提案NPO」という。）と県民会議との両方で、事業内容の協議を行います。協議の結果、企画書の内容の一部を変更・修正する場合があります。

※ 法人格のない任意団体の方につきましては、選考・決定後、次の書類を提出していただきます。（様式は別途提示します。）

 - ・ 契約の相手方となる団体の代表者等が成年被後見人等に該当しないことを確認した旨の書面
 - ・ 団体目的等についての確認書
- (2) 契約の締結
 - ア 県民会議と提案NPOとで協議し、事業実施に係る仕様書を作成します。
 - イ 仕様書が確定した後、県民会議と提案NPOとで契約を締結します。
 - ウ 契約の手続は、県民会議の財務会計規則の規定に基づいて行います。
 - エ 県民会議の承認を得ることなく、採択された業務を他に委託することはできません。
- (3) 事業報告及び完了検査
 - ア 契約を締結したNPO等（以下「受託NPO」という。）は、事業の進捗状況について別途指示する時期に、また、事業が完了した段階で、事業完了報告書を事業実施期間満了後10日以内に県民会議に提出していただきます。
 - イ 県民会議は、受託NPOから事業完了報告書を受理した場合は、速やかに完了検査を行います。
- (4) 事業費の請求及び支払
 - ア 受託NPOは、県民会議による完了検査に合格した場合は、県民会議に対して委託料を請求することができます。
 - イ 委託料の支払は、原則として履行確認後（事業完了検査後）に行います。ただし、前金払が必要な場合は、個々の契約書の中で取り決めます。
- (5) 活動状況等についての情報提供

受託NPOは、委託事業の活動状況等について、適宜、かごしま子ども・若者総合相談センターへ情報提供を行うこととなります。

事業のスケジュール

募 集 期 間	令和8年 7月7日(火) ～ 7月24日(金) (当日消印有効)	かごしま子ども・若者総合相談センター(ひきこもり地域支援センター)ホームページ等で募集します。
審 査 ・ 選 考	令和8年 7月28日(火) ～ 8月上旬	(1) 書類審査・選考 (2) 書類審査の結果通知
実 施 期 間	契約締結日 ～ 令和9年 3月14日(日)	【契約締結日～令和9年3月14日(日)】 各事業内容により、事業実施の期間は異なります。 ○ 事業計画に沿って事業実施 ○ 事業完了報告書の提出

問い合わせ先

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町1番8号 県青少年会館
 鹿児島県青少年育成県民会議(かごしま子ども・若者総合相談センター)
 電 話 099-257-8230
 F A X 099-257-8231
 メールアドレス soudan-center@hello.odn.ne.jp (業務連絡用)